

令和5年度

米子市任期付常勤職員採用試験 受験案内

(令和6年4月1日採用予定)

令和6年1月9日

米子市

任期付常勤職員

- ・任期付常勤職員は、任期がありますが、一般職の職員として任用されます。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服务等）は、基本的に正規職員と同様です。
- ・任用中は米子市職員として、主な勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となります。

1 職種及び登録予定人員

職種	登録予定人員	職務内容
一般事務	7名程度	米子市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
社会福祉主事	2名程度	米子市福祉保健部福祉課において生活保護法等に基づくケースワーク業務に従事します

※ 市の機関とは、市長部局、教育委員会等各種委員会を言います。

※ 職種を併願はできません。

社会福祉主事

- ・社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職で、社会福祉主事になるためには、受験資格に定める任用資格を有していることが必要です。
- ・社会福祉主事の職務は、生活保護法等に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことです。

生活保護法等に基づくケースワーク業務

- ・病気や貧窮、あるいは高齢や障がいなど、さまざまな理由によって社会生活を送ることに何らかの問題を抱え、福祉サービスを必要としている人の相談にのり、適切な助言や援助を行います。
- ・福祉課においては、生活保護に関する対応などの業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	
一般事務	平成18年4月1日までに生まれた方
社会福祉主事	平成18年4月1日までに生まれた方で、次のいずれにも該当する方 ① 社会福祉主事の任用資格を有する方 (令和6年3月31日までに取得見込みの方を含む。) ② 普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方

- (1) 「社会福祉主事の任用資格を有する」には、次のいずれかに該当することを要します。
- ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること
 - ②社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること。
*指定科目については、厚生労働省ホームページをご確認ください。
 - ③社会福祉法に規定する、厚生労働大臣が指定する養成機関又は講習会の過程を修了すること。
- (2) 合格者には、社会福祉主事の任用資格を有することを証明する書類を提出していただきます。
なお、任用資格を取得できなかった場合や任用資格に係る証明ができない場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- ※1 採用日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ合格しても採用されません。
- 2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (4) 次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
- ・ 米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
2月18日(日)	米子市役所本庁舎(米子市加茂町一丁目1番地)

○集合時間、場所等は、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	内容	解答時間
基礎能力試験	100点	職務遂行上必要とされる基礎的な知能及び学力についての筆記試験	45分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	-

○教養試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

5 申込み受付期間

<p>令和6年1月9日（火） ～ 令和6年1月31日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 ・郵送による申込みの場合は、1月31日（水）必着で受け付けます。
--

6 受験手続

区分	内容
提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記載のうえ提出してください。 受験申込書には、写真を貼付してください。</p>
申込先	<p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5341</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送の場合は、封筒の表に「任期付常勤職員受験申込」と書いてください。 ○ 受験票返送用として、返信用封筒を同封してください。 返信用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。
受験票の交付	<p>申込者には、後日受験票を郵送しますが、2月15日までに到着しないときは、米子市総務部職員課にお問い合わせください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	3月上旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

- 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績上位者から繰上合格を決定する場合があります。

8 採用日及び任期

試験区分	採用日及び任期
一般事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
社会福祉主事	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

9 勤務条件

区分	内容
給料	<p>一般事務職の給料は、最終学歴に応じて決定します。</p> <p>月額166,600円（高卒以下） 月額179,100円（短大卒） 月額196,200円（大学卒）です。</p> <p>社会福祉主事の給料は、月額196,200円です。</p>
諸手当	<p>扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当及び勤勉手当の支給月数は、年度間で合計4.5か月分（令和5年度）ですが、初年度は採用日により支給割合が異なります。 ・退職手当あり（勤続期間が6か月未満での自己都合退職等を除く）
勤務時間	<p>勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分です。
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇等
社会保険	健康保険、年金は、市町村職員共済組合に加入

○給与改定・制度改正があった場合は、それによります。

○採用後6か月間は、条件付採用となります。

○地方公務員法が適用されるため、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。

【参考】

日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

- (1) 公権力の行使に該当する業務
 - ア 許可、認可、免許等処分に関する業務（事業認可、建築確認等）
 - イ 検査に関する業務（立入検査等）
 - ウ 市税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する業務
 - エ そのほか、市民の権利・義務を制限することとなる業務
- (2) 公の意思形成への参画に携わる職

本市行政について、企画、立案及び決定に参画する職（課長級以上の職）